住所　山口県岩国市玖珂町3409番地４
劉東莉　昭和44年12月21日生
張倩倩　平成６年６月23日生
住所　山梨県南巨摩郡富士川町大椚412番地３
陳小麗　昭和55年10月12日生
住所　さいたま市北区日進町２丁目1103番地
グェン・ホン・アン　平成元年10月７日生
住所　大阪市西区江之子島１丁目６番８－802号
魏小玲　昭和57年２月８日生
住所　東京都墨田区江東橋１丁目４番５－701号
江娟　昭和62年９月５日生
住所　川崎市川崎区日進町26番地７
成玗銓　昭和40年５月２日生
住所　川崎市高津区溝口３丁目24番18－202号
サンジブ・チャンダ　昭和43年８月13日生
ミータ・チャンダ　昭和45年９月30日生
ニシャント・チャンダ　平成12年９月29日生
住所　三重県四日市市楠町本郷1703番地
ジョン・ロバート・フランシスコ・レボマンタ
昭和62年11月21日生
住所　愛知県春日井市高蔵寺町３丁目86番地２
李貞心　昭和37年８月１日生
住所　群馬県桐生市菱町２丁目1760番地４
蔡思昊　平成５年10月５日生
住所　群馬県太田市内ケ島町1046番地10
吳二煥　昭和40年４月１日生
住所　滋賀県湖南市中央２丁目101番地
姜悦子　昭和18年８月22日生
住所　滋賀県草津市西渋川１丁目２番11－309号
麦健忠　昭和47年12月21日生
住所　東京都世田谷区南烏山６丁目34番４号
張千博　昭和33年６月７日生

○農林水産省告示第千九十四号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十二日

農林水産大臣　林　芳正

第百四十五号中「千秋矢留町二番四十号」を「広面字土手下百八番地一」に改める。

第四百二十五号中「鵜川字岩谷子八番地」を「浜田字上谷地二十一番地三」に改める。

第四百七十二号の次に次の二号を加える。

四百七十三　北海道ひがし農業共済組合　北海道川上郡標茶町開運十丁目二十五番地　平成二十七年三月

四百七十四　島根県農業協同組合　島根県松江市殿町十九番地一　平成二十七年三月

住所　大阪府摂津市南千里丘５番13－1805号
金忠男　昭和57年５月12日生
住所　大阪府高槻市明野町10番２号
朴義輝　昭和51年12月６日生
住所　大阪市生野区**巽中**２丁目18番15号
文亮勲　昭和58年４月20日生
住所　東京都新宿区西新宿６丁目25番16－410号
謝燁　昭和57年９月24日生
住所　大阪府和泉市肥子町２丁目２番57号
金元黙　昭和26年11月１日生
金豊子　昭和29年９月16日生
金剛明　昭和57年10月９日生
金大也　昭和61年２月18日生
住所　東京都墨田区亀沢２丁目22番８－203号
金君恵　昭和58年10月27日生
住所　大阪市阿倍野区丸山通２丁目９番３号
文成和　昭和43年12月13日生
住所　大阪市西成区鶴見橋２丁目８番37号
文春禮　昭和41年９月10日生
住所　大阪市阿倍野区共立通２丁目６番９号
文泰和　昭和45年５月２日生
住所　大阪市北区天満３丁目４番１号
姜昱　昭和56年５月14日生
住所　大阪市東成区東中本３丁目22番31号
金麗蕭　昭和21年３月20日生
住所　大阪市平野区平野東３丁目５番20－306号
文勝秋　昭和55年３月28日生
住所　大阪市住之江区安立３丁目９番31号
朴泰洙　昭和56年６月19日生
朴千遙　平成21年10月２日生
朴千智　平成23年９月26日生
住所　兵庫県姫路市大津区平松46番地４
金充烈　昭和43年５月７日生

○農林水産省告示第千九十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年五月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十七年１月二十六日　第八十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般財団法人日本醤油技術センター　東京都中央区日本橋小網町三番十一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

しょうゆ

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋小網町三番十一号

○農林水産省告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県桐生市（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

桐生市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県桐生市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、桐生市（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

桐生市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。